不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 スポーツ課

不利益処分の内容		栃木市教育委員会における栃木県立高等学校施設の利用承認の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市教育委員会における栃木県立高等学校施設の開放に関する規則 第7条
	根拠条項	栃木市教育委員会における栃木県立高等学校施設の開放に関する規則 第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成27年11月30日最終変更

【基準】

栃木市教育委員会における栃木県立高等学校施設の開放に関する規則抜粋

- 第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の承認を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その補償の責めを負わない。
- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用承認の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上必要があると認めたとき。

処 分 基 準